調査票 1

都道府県・政令指定都市名	36 徳島県

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局部課（室）名	県民環境部男女参画・人権課
担当職員数	5 人 （専任 3 人、兼任 2 人）

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名称	徳島県男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 8 年 2 月 19 日 根拠：徳島県男女共同参画推進本部設置要綱
長の役職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会議の名称	徳島県男女共同参画会議
設置年月日	平成 14 年 8 月 1 日
構成員	20 人 （女性 13 人、男性 7 人）

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 6 月 ～ 31 年 3 月		
名称	ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	○	← 未定の場合は○をつけてください。
女性活躍推進法の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名称	徳島県男女共同参画推進条例
	公布日	平成 14 年 3 月 29 日
	施行日	平成 14 年 4 月 1 日
	改正日	平成 26 年 1 月 3 日
	改正内容	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正されたことに鑑み、第7条（性別による権利侵害の禁止）に、「生活の本拠を共にする関係にある相手等」への暴力行為を追加した。
	改正が予定されている場合、改正予定時期：	平成 年 月
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中（あれば、具体的に）	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コードを以下より選択してください

①:平成28年4月1日	2:平成28年5月1日	3:その他: 平成 年 月 日

目標値	平成 年度まで 50.0 %	平成 年度まで %	
根拠	審議会等への女性委員の選任促進要綱		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例の定めるところにより設置されている審議会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数（ 71 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 69 ）	
	延総委員等数（ 1,121 ）延女性委員等数（ 561 ）	女性比率（ 50.0 ）	
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数（ 71 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 69 ）	
	延総委員等数（ 1,121 ）延女性委員等数（ 561 ）	女性比率（ 50.0 ）	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況（＊）	調査時点コード 1	審議会等数（ 34 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 33 ）	
	延総委員等数（ 638 ）延女性委員等数（ 295 ）	女性比率（ 46.2 ）	
地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数（ 9 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 7 ）	
	延総委員等数（ 68 ）延女性委員等数（ 17 ）	女性比率（ 25.0 ）	
目標値以外の目標設定	なし		
女性登用方策 人材名簿作成の有無	有 ○ （公表 ・非公表 ○ ） ・無 作成予定有		
人材名簿が有る場合	掲載人数 304 人 （平成 28 年 3 月現在）		
その他	人材育成事業の実施の有無 有 ○ ・無		
	委員の公募 有 ○ ・無		
	その他 （審議会等への女性委員の選任促進のため、事前協議を実施）		

注（＊） 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
（参照：別表1（都道府県）、別表2（政令指定都市））

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

1:平成28年4月1日	その他: 平成 年 月 日

(1)-1管理職の在職状況

		管理職総数（※）			女性管理職の内訳								
			うち女性管理職数	女性比率	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		（人） (A)=(C+E+G)	（人） (B)=(D+F+H)	（%） (B/A)	（人） (C)	うち女性数 (D)	女性比率	（人） (E)	うち女性数(F)	女性比率	（人） (G)	うち女性数(H)	女性比率
本庁	計	457	39	8.5	21	0	0.0	78	6	7.7	358	33	9.2
	うち一般行政職	379	28	7.4	18	0	0.0	66	5	7.6	295	23	7.8
支庁・地方事務所等	計	87	12	13.8	1	0	0.0	14	1	7.1	72	11	15.3
	うち一般行政職	13	0	0.0	0	0		4	0	0.0	9	0	0.0
全体	計	544	51	9.4	22	0	0.0	92	7	7.6	430	44	10.2
	うち一般行政職	392	28	7.1	18	0	0.0	70	5	7.1	304	23	7.6
再掲	警察関係	71	0	0.0	4	0	0.0	12	0	0.0	55	0	0.0
	教育委員会	59	9	15.3	0	0		7	0	0.0	52	9	17.3

注（※） 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日	その他: 平成 年 月 日

		課長補佐相当職（人）	うち女性数（人）	女性比率	係長相当職（人）	うち女性数（人）	女性比率
本庁	計	1,246	257	20.6	1,320	414	31.4
	うち一般行政職	991	195	19.7	946	312	33.0
支庁・地方事務所等	計	269	94	34.9	650	339	52.2
	うち一般行政職	66	14	21.2	88	45	51.1
全体	計	1,515	351	23.2	1970	753	38.2
	うち一般行政職	1,057	209	19.8	1034	357	34.5
再掲	警察関係	205	17	8.3	513	98	19.1
	教育委員会	81	25	30.9	61	28	45.9

(1)-3新規昇任者数　　平成27年4月1日～28年3月31日

		課長相当職（人）	うち女性数（人）	女性比率	課長補佐相当（人）	うち女性数（人）	女性比率	係長相当職（人）	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	55	11	20.0	140	19	13.6	123	37	30.1
	うち一般行政職	49	9	18.4	131	15	11.5	102	29	28.4
支庁・地方事務所等	計	12	3	25.0	34	8	23.5	95	56	58.9
	うち一般行政職	2	0	0.0	10	1	10.0	13	7	53.8
全体	計	67	14	20.9	174	27	15.5	218	93	42.7
	うち一般行政職	51	9	17.6	141	16	11.3	115	36	31.3
再掲	警察関係	2	0	0.0	22	4	18.2	59	19	32.2
	教育委員会	3	2	66.7	5	3	60.0	1	1	100.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項　　考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修（4週間以上）	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他（具体的にご記入ください）
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○					○	○			○	
補佐級	○					○	○			○	
係長級	○					○	○			○	

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数　　平成27年4月1日～28年3月31日

	全受験者数（人）	女性受験者数（人）	女性受験率（%）
昇任試験	857	59	6.9
昇格試験	0	0	

(2)女性公務員の採用状況　　平成27年4月1日～28年3月31日

	総数（人）	うち女性数（人）	女性比率（%）
全体	168	72	42.9
うち 上級	113	40	35.4
うち一般行政職	65	23	35.4
うち 上級	58	21	36.2
うち警察関係	50	12	24.0
うち 上級	30	8	26.7

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート（調査票1(2)）に記載してください。

名称	徳島県立男女共同参画交流センター	愛称・通称	ときわプラザ
設置年月日	平成 18 年 11 月 11 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号：770-8055　住所：徳島県徳島市東浜傍示1 電話番号：088-655-3911　FAX番号：088-626-6189 ホームページ：http://our.pref.tokushima.jp/flair/		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理　直営（担当部局名：　） ○ 指定管理者（名称：一般財団法人 徳島県観光協会 その他（　） 2. 事業運営 ○ 直営（担当部局名：徳島県県民環境部男女参画・人権課 指定管理者（名称：　） その他（　）		
職員数	常勤 2 人、非常勤 5 人	予算額	平成28年度 54,000 千円
主な事業 （男女共同参画・女性に関するもの）	＊実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発（主な事項 男女共同参画に係る講座・講演会の開催 ○ 2. 講座（主な事項：フレアキャンパス講座 ○ 3. 相談事業（主な事項 電話相談、面接相談、法律相談 ○ 4. 情報収集・提供（主な事項：図書購入による情報収集、図書貸出、HPによる講座等の情報提供 ○ 5. 苦情処理（主な事項 県が実施する苦情処理機関の補助業務（受付） ○ 6. 交流促進（主な事項 講座の開催 ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ（主な事項：企画委託事業 8. 国際交流・海外派遣事業（主な事項： 9. 調査研究（主な事項 ○ 10. その他（主な事項：指定管理者によるこども室（託児室）の運営		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立（施設の管理運営の実施団体を含む。）

名　　称			基金・基本財産額	千円
設置年月日	昭和　　年　　月　　日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携/民間団体（女性団体等）のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 無　　名称等：徳島県女性協議会	加盟団体数	28	
		会　員　数	不明	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無			
活　動　内　容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議（情報交換会等）の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他（内容：）			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況（都道府県） ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催
○ 2. 市町村職員研修会の開催
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付（名　称：　交付先：）
○ 7. その他（内容：　市町村男女共同参画基本計画策定の働きかけ）

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2)女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他（内容：）

13 担当局（部）課（室）所管の男女共同参画・女性関係予算

事　　項	27年度予算（千円）	28年度予算（千円）	備　　考
関係予算総額（施設整備費を除く）	64,699	61,537	H27は、統一地方選（知事）のため6月補正後予算
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01345 %	0.01269 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

		項目の設定	国の取組に準じた設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定（○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答（複数回答可）してください。）		
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
	(5) その他（内容: ）		

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく「ユースエール」認定を取得				
	②	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画の策定（努力義務企業のみ対象）				
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（努力義務企業のみ対象）				
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組（ポジティブ・アクション、数値目標の設定等）				
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組（法定以上の育児・介護休業制度等）				
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩	短時間正社員制度の導入				
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績（①～④を除く）				
	⑬	その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無			○	○
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定（努力義務企業のみ対象）	○	
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6	その他「登用促進等」に関する項目		
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9	短時間正社員制度の導入		○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績（1、2を除く）		
	12	その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: はぐくみ支援企業認証・表彰制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: はぐくみ支援企業認証・表彰制度

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	○
2	現在はないが、今後検討する	

→

女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	働く女性応援ネットワーク会議
その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集（白書等）の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集（白書、データブック等）の公表	○ 有 ／ 無　　名 称
公表周期	年　　不定期
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課（室） 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課（室） 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ）

18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名　　称	事　業　内　容　等	参加予定者数	時　期
1. 広報啓発			
・輝く女性応援フェスティバル2016（仮称）	女性団体、推進法における協議会及び民間団体等と連携し、女性活躍に関するテーマを、3日間にわたり実施	800	11月
・男女共同参画講演会	県内市町村との共同開催により、男女共同参画をテーマとした講演会を実施		10月～1月
・男女共同参画推進のためのパネル展	男女共同参画に関する啓発パネル展示の実施		6月～7月
・男女協調週間キャンペーン	男女共同参画交流センター来館者に対し抽選会を実施		7月
・男女協調週間記念講演会	男女協調週間中に講演会を開催	142	7月
・若年層からの「ストップ！DV」推進	若年層を対象とした「デートDV予防セミナー」や教諭・保護者等を対象とした講演会の開催、またセミナー受講者に対するサポーター制度の導入及び高校生への公募による啓発マンガリーフレットを活用した普及啓発		5月～3月
・「ストップ！DV」強化推進月間のパネル展	11月、12月を「ストップ！DV強化推進月間」とし、DV防止のパネル展等を開催		11月～12月
2. 講座			
・フレアキャンパス講座	男女共同参画に関する多様な講座を年間を通じて実施		4月～3月
・			
3. 相談事業			
・フレアとくしま相談室	電話相談、面接相談、法律相談を実施		4月～3月
・			
4. 情報収集・提供			
・情報収集・提供	書籍、資料、情報の収集		4月～3月
・	図書コーナーや男女共同参画交流センターのホームページ等による情報発信		
5. 苦情処理			
・			
・			
6. 交流促進			
・働く女性の交流会（仮称）	11月実施予定のフェスティバルにおいて、働く女性の交流会を実施	30	11月
・			
7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・企画委託事業	女性のチャレンジ支援等をテーマとした事業について団体等から企画提案を受け、講演会やシンポジウムを実施		8月～3月
・DV被害者自立支援サポート事業	DV被害者の保護や自立支援に関し専門的又は先駆的な取組を行っている民間団体の活動を支援		9月～3月
・女性活躍推進シンポジウム（仮称）	11月実施予定のフェスティバルにおいて、企業等と連携し女性活躍取組事例の発表等を実施	142	11月
8. 国際交流・海外派遣事業			
・			
・			
9. 調査研究			
・			
・			
10. その他			
・性暴力被害者支援センター関係機関等との連携会議	平成28年7月に開設した「性暴力被害者支援センター・よりそいの樹とくしま」における関係機関との連携会議等を実施		7月～3月
・			

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成28年4月1日　その他: 平成 年 月 日

議　会　名	徳島県議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの）がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが，運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他（欠席の例がない，不明等）	1
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他	1

【参考】
標準都道府県議会会議規則
第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

標準市議会会議規則
第2条
② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

標準町村議会会議規則
第二条
2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として，議員の仕事と生活の両立の観点からの事由（例：配偶者の出産，育児，介護等）を明記した規定がありますか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※()内は例示であり，これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文で明記している場合には，本問の回答にも，「規定がある」と回答してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが，運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他	3

問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定（規則、条例等）の該当部分の規定を記入（または添付）してください。
↓ ※ 条 項 号まで記入してください。

規　則　名	

該当部分の条文（本文）を記入又は以下に添付してください。

調査票2

都道府県名	36 徳島県

以下のデータの調査時点をお答えください。（該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。）

平成28年4月1日現在	○	平成28年5月1日現在		その他 ：平成　年　月　日現在	

1　都道府県における首長等の状況　※在任期間（任期）は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性　任期：平成　27　年　5　月 18 日 ～　平成　31　年　5　月 17 日
副知事	2　人　（女性　人、　男性　2　人）

2　法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

＊平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

		審議会等名　（現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください）	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員の割合（%）	備考
	1	都道府県防災会議（会長を含む）	79	39	49.4	
		都道府県防災会議(委員のみ)	78	39	50.0	
		内訳 1号　当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	1	6.7	
		内訳 2号　当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		内訳 3号　当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		内訳 4号　警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		内訳 5号　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	11	91.7	
		内訳 6号　当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		内訳 7号　当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	6	26.1	
		内訳 8号　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	21	21	100.0	
	2	国土利用計画地方審議会	15	8	53.3	
	3	土地利用審査会	7	4	57.1	
	4	都道府県交通安全対策会議	19	5	26.3	
×	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧　環境審議会）	40	20	50.0	
	7	精神医療審査会	16	9	56.3	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会	9	5	55.6	
	9	都道府県医療審議会	26	13	50.0	
×	10	准看護師試験委員				
	11	麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12	地方社会福祉審議会	40	20	50.0	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	10	52.6	
	14	国民健康保険審査会	9	6	66.7	
×	15	都道府県農業共済保険審査会				
	16	都道府県森林審議会	8	4	50.0	
	17	都道府県建設工事紛争審査会	5	3	60.0	
	18	建築審査会	7	4	57.1	
	19	都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
	20	都道府県都市計画審議会	20	10	50.0	
	21	開発審査会	7	4	57.1	
	22	私立学校審議会	10	5	50.0	
	23	石油コンビナート等防災本部	21	3	14.3	
×	24	公害健康被害認定審査会				
×	25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧　総量削減計画策定協議会）				
×	26	都道府県児童福祉審議会				
	27	地方港湾審議会	24	12	50.0	
×	28	土地区画整理審議会				
	29	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	30	介護保険審査会	18	10	55.6	
	31	道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
	32	感染症の診査に関する協議会	16	7	43.8	
	33	警察署協議会	92	41	44.6	
×	34	土地収用事業認定審議会				
×	35	住民基本台帳法　本人確認情報の保護に関する審議会				
	36	国民保護協議会	45	15	33.3	
	37	地方独立行政法人評価委員会	6	3	50.0	
×	38	市街地再開発審査会				
×	39	都道府県職員委員会				
×	40	自然再生協議会				
	41	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	4	2	50.0	
	42	後期高齢者医療審査会	9	6	66.7	
	43	留置施設視察委員会	4	1	25.0	
×	44	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	45	指定難病審査会	10	1	10.0	
	46	小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	
	47	行政不服審査会	5	3	60.0	
		合　計	638	295	46.2	
		女性委員0の審議会数	1			

３　地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の委員数

	委　員　会　等　名	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員の割合（%）	備　考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合　　計	68	17	25.0	
	女性委員0の委員会数	2			